

第3回資産債務改革の実行等に関する専門調査会

日 時 平成19年2月19日(月)10:02~12:09

場 所 合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

(八代会長) それでは、第3回の会合を始めたいと思う。

本日は前回会合に引き続き、まず各委員からの意見表明ということで、本日は野村委員の意見を伺いたいと思うので、よろしく願います。その後、財務省からのヒアリングをしたいと思う。

(野村委員) 私の方からは、今日は資料1ということで、こちらの方をご覧いただきながら聞いていただければと思う。

今日は、この委員会で今検討している事柄について、今後どういふことを検討する必要があるのかということをおいづくまにまとめてみたので、それを発表させていただきたいと思う。

さらに、私が書いた言葉は単なる頭出しであって、このような視点からいろいろな議論をする必要があるのではないかということをおい多少示唆しているものである。

そこで、まず基本的視点というものを議論する必要があるだろうと思っているわけなのだが、まず共通認識となっていると思うが、既に設計図は描かれているので、設計の段階から施工の段階へ移っているということをおい前提とすると、ここでの議論は段取りやスケジュール、あるいは進行の管理ということをおいどのようにやっていくのかということが中心的なテーマであることを確認する必要がある。

私は一方で大学の教員ではあるが、他方で実務をやっているが、基本的には設計図が描かれた後でも相当程度やらなければいけないこともあり、それをどういふ段取りで、どういふ順番でやっていくのかというのが実務であるので、その点のところをおいしっかりと確認する必要があるだろう。

順番をおい間違えると、かなり大変なことになり、例えば会社をつくるときには手順次第で所要時間が大きく異なる。実務ではそこが重要なので、手順の大切さを確認する必要があるだろう。

それから、マーケットをおい相手にする仕事であるので、臨機応変な対応が必要だと思おい、このあたりのところもおい司令塔をおいどのように置くのかということが重要になってくるかと思おい。実際、処分をするのか、例えばバルクで物をおい売するのか、それとも証券化するのかということもおい市場の状況をおい見て、吸収力等をおい見ながらやらなければいけないので、そういう点では司令塔が必

要だろうと考えている。

それから、市場をゆがめない配慮も必要であり、前回の中間整理の中にもあるが、土地の高騰をこのプロジェクトによって招くようなことは避けなければいけないので、そのような市場の監視というものも必要かと思う。

それから、国家のプロジェクトであるので、公共性とか公平性、さらには国民負担の回避ということは避けて通れないわけだが、そういう意味では低廉で、かつ安全なやり方というのを模索していくということが必要かと思う。ただ、ここは別にコンセンサスができていないわけではないので、むしろこういう基本的な視点というのをある程度確認することがこの会議にとっては重要なのではないかと思っている。

それから、中間整理を拝読したときに、私なりに思ったことは、もう少し有効活用すべき国有財産というのはあるのではないかというイメージがあったので、多少補充した。

1番目は知的財産権であり、知的財産権自体はライセンス契約等を締結すると収益につながるわけなのだが、国有特許等の中には必ずしも実施権が設定されていないものもあろうかと思う。フル・オープンで国有特許等については全部一覧になっているが、必ずしもそれが有効活用されているわけではなさそうだと感じられた。

さらには、イギリスの事例を見ると、ナレッジやデータベースというのも商業化するということが行われているが、無償で開放するというのも国の役割なのかもしれないが、中には商業化可能なものもあると思うので、こういったナレッジや、あるいはデータベースの商業化というものも考えてもよいのではないかと思う。

それから、中間整理の中に一部金融資産の証券化との関係でデリバティブの活用が示唆されていたところがあった。これはリスクマネジメントの手法の中で最近いろいろなものがあり、リスクを軽減していくということで、保有資産にかかる費用を削減することができると思うが、そのデリバティブによって、リスクを平準化したりとか、あるいは交換したりというようなことができると思う。

さらには、現物資産の方の問題として、最近流行りのいわゆる保険以外のリスク移転手段というのものにも注目すべきと思う。例えばリスクファイナンスとか、あるいは地震デリバティブなどを使った形で、いわば現物資産の管理をしていくということもできると思う。これも頭出しだけなのであるが、例えばオリエンタルランドという東京ディズニーランドを運営している会社は、地震保険に入らずにコミットメントライン等を活用して、万が一のときには緊急融資を受けられるという体制を整えているということだ。そういう意味ではリスクは減多に起こら

ないので、その方がずっと費用的には軽減されているということもあるが、こういう実務上の工夫は随分進んできており、大量に不動産等を持っているということを前提にした場合に、そういうところの費用削減効果というのも考える必要があるかと多少思いつきで書いてみた。

次に3番目が今日を中心としてお話しをさせていただきたいところであるが、前回桜内先生の方からフル・オープン化の話をご説明いただいたときに、これに関心を持ったのだが、資産負債改革の具体的な方法について、なお詰めなければいけない部分というのが実務上あるだろうと思っている。

1つには、フル・オープン化の具体化ということだが、情報開示が行われるということは、これは非常に重要な進歩であることは確かだ。情報開示の結果、民間側から国有財産の処分や有効活用についての提案がなされる可能性はあるわけであり、広がると思うが、ただ当該財産の処分等の可能性に関する方針が国の方で不明確であれば、費用をかけて具体性のある提案を行うことは実務上難しいということであり、単なる打診にとどまるということになるだろう。そうなった場合、打診を受けても官の方の側が責任ある回答をすることができなければここで終わりということになるわけであり、フル・オープン化をしても実際実務としては進まないという感覚がある。したがって、このあたりをどうするのかということである。

さらには、国有財産を用いたアセットファイナンスとか、あるいは資産負債のオフ・バランス化というものが前回富山委員などからも意見があったが、こういったようなことを実際に進めていく場合、インセンティブは国の側にあるわけであり、官が方針を示さない限りは民間サイドから提案が出てくるということは考えにくいので、オリジネーターである国の方が方針をきちっと決めなければいけないと思う。このあたりは、後から財務省の方からも説明をいただけたと思うが、証券化の方では随分話が進んできていると伺っているので、そのあたりの段取りのやり方をモデルとしながら、どうすれば事が進むのかということを検討する必要があるだろうと思っている。

それから、翁委員からも問題提起があった独立行政法人も含めた形での資産の総点検ということが必要になるだろうと思う。この資産の総点検は何もこの会議だけではなく、前回の中間整理の中にも何度もメンションされていることであり、とりわけ重要だと思う。

これをPFIのアナロジーで考えてみると、PFIの場合は官がまず企画立案を行い、民間がその企画を受けて、実際には設計、建設、あるいは資金調達、運営というのを行うというのがモデルだと思うが、そうすると資産の総点検とそれを踏まえた企画というのは、本来官の方の仕事なのではないかというイメージが多少ある。ここまで全部丸ごと外に出していいのかと

いう問題はあるわけだ。

ただ、1回目の会議のときに座長の方からもお話があったように、資産の総点検という事業自体も官がやるのか、民間に委託するのかというのは、一種の市場化テストのような類似の手続によって、場合によってはそれも民間の手を使って資産の総点検をやってもらうというものがあるのかとは感じているところだが、一体これがどういう作業なのかということがはっきりしないと、外には出せないのではないかと思う。

重要なのは、結局ここで資産の総点検をそれぞれの立場の方々に自分のところを点検するようにと命じても、結局はやりたくないものは出てこないわけであり、本当はやらなければいけないことについても先送られる可能性があるので、ここをどうやって突破していくのかということを実務上工夫しなければいけないと思っている。

そうすると、その国有財産の処分ないし証券化の具体的方法というのは、一体誰が設計するのかということだが、この点については既に存在している国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議というのがあるが、こちらの方の役割なのか、それともこの会議の役割なのか、少し役割分担を示す必要があるかと思う。

それから、もしこの部分をアレンジャー業務の委託という形で整理するのだとすると、PFIとは異なる制度を構築する必要があるかと思う。というのは、PFIの場合には大枠の企画は国の方で示した後、設計から最後のいわば運営までのところを一括して受けるということでビジネスになるわけなのだが、金融の場合には業務がアンバウンドリングしているので、それぞれ分担ということになるが、そうするとアレンジャー業務だけ外に出すという形になるので、このようなものはどのようにやっていくのかを考えてみる必要があると思う。単に競争入札だけでいいのかもしれないが、少し考えてみる必要があると思う。

イギリスでは1997年以降はPFIを発展させており、PPPと言っているが、その一環として公共資産の民間活用というプロジェクトを中に内包する形になっているので、ここの部分での実務というものがどうなっているのかをリサーチしていただき、実際にはその段取りを参考にしながら、日本の場合も今言ったような問題点をクリアしていってもらう必要があると考えている。少しこのやり方を調査していただければありがたいと考えている。

さて、以上はとにかく事を進めるに当たってのフル・オープン化と言われているものをより一層具体化していくということの話だったわけだが、実際に何らかの形でそれを進めていくときに一番重要になってくるのは、どうやってプロジェクトを判定していくのかであると思う。どれがよくてどれが悪いのかということは何を基準にして考えていくのかであるが、中間整理

の中では費用便益分析ということが示されており、2番目に書いたが、費用便益分析である一定時点における金利、価格など市場評価から金利換算されたものに限定せず、将来にわたって持続的に発生すると見込まれる費用、あるいは資源配分上発生していると推測される機会費用なども含めて幅広い観点から総合的に評価する必要があるということが書かれている。

ほかのところでも費用便益的な考え方というのは示されているが、他方において、PFIの場合にはこのVFMといわれるもの、納税者利益の最大化というのがガイドライン化されているわけであり、その計算方法というのは既に確立しているものがある。これは一旦一巡しており、このガイドライン自体の見直し作業というのも確かに行われているように聞いているが、この考え方がどうかというのはあるのかもしれない。ただ、要するに公共部門がやることによる費用の現在価値と他の公共部門以外のものがPFI事業として行った場合に生ずる費用の現在価値というものの比較ということが基本になっている。その費用を比較した結果、プラスが出るかどうかということで決めるという指針のようであるが、中身はともかくこういった基準を今回のプロジェクトでも設定することが必要だろうと考えている。これは具体的にしていかなければいけない。

それから、公共性との調和の考え方も重要であり、中間整理では「長期的な土地利用計画上の位置づけ」という言葉だとか、あるいは「国民、関係する市民の生活向上に役立てるとの視点」とか、あるいは「地域社会に深くかかわる用途に配慮しつつ、売却する」などという言葉が出てくるわけである。要するに、例えば街の中の重要な位置づけを持っている施設が一括して売られてしまうと、その街並み自体が大きく変わってしまうということもあるわけであり、そのような観点を国のいわば切羽詰まった財政状態だけで説明し切れるのかどうか問題になると思う。

国有地等の活用については、土地基本法とか、国土利用計画法といったようなものがあり、基本理念があるので、その整合性もある程度重視しなければならないし、逆にまたまちづくり三法などに見られるような新しい施策、例えば中心市街地の活性化といったようなものも大きなテーマであるが、そういったような施策を促進する方向での売却なり有効利用というものも必要かと思う。

さらには、土地価格の高騰防止をどのように担保するかといったような視点も重要であり、要するに公共性といってもいろいろな問題がある。ただ、概念を整理しておく必要があるわけで、公共性はマジックワードであるから、例えばやらない方がいいと思ったら何でも公共性に反するという言葉で終わってしまえば元も子もないので、何を公共性とするのかということ

も基準をしっかりと示して、もちろん例外はあろうかと思うが、考え方を整理しておかなければ事は先に進まないのではないかと考えている。

さて、そうなると実際基準の作成はだれがやるのかということなのだが、官がやるのか民がやるのか、場合によっては官民共同の組織というものも考える必要があるかと多少思っている。これは後ほどお話しさせていただきたい。

それから、このプロジェクトはほとんどが外部の専門家に実際に契約を結んでアドバイスを求めなければ先に進まないと思うが、イギリスでは官が複数の民間アドバイザーを用いるのが一般的であるので、日本の場合でもフィナンシャルアドバイザーとか、公認会計士、不動産鑑定士、税理士、弁護士などを多角的に活用しながらやっていかなければいけないと思う。もちろん予算措置でアレンジング・フィーとか、あるいはリーガル・フィーとかというものは設定されているようなので、それらをうまく使ってもらいながら有効にアドバイスしてもらうことが必要だと思う。私自身は法律家なので、法律的に見ると、実はこれはそれぞれの部分で契約書の作り方が肝になってくるわけであり、例えばリスクをどうやって分担し合うのかというのは契約に書き込むのだが、せっかく外出しにしたのにリスクが戻ってくるようであれば余り意味がない。実は先ほどのV F Mの考え方の中で一番有効に納税者の利益に還元されているのは、抱え込んでいたリスクを外出しにすることだとイギリスではまとめられているようで、そこは契約によって担保されていると聞いている。その点では法律家のアドバイスを重視していただきたい。

さて、先ほどお話しをさせていただいたが、第三者機関というのが必要なのかどうか。自民党のペーパーなどでは第三者機関の話が出てきているが、これは必要かどうか、ここで私が強く推進するという意味ではないが、必要性は検討する必要があるだろうと考えている。イギリスではP F Iの場合には、半官半民の組織をつくって、そこが推進しているということであり、これは政権が変わるといろいろと形が変わってきているが、時代を追うごとにそのパネルができたりとか、タスクフォースができたりとか、あるいはほかの組織、オフィスができたりという形であるが、いずれもここにいろいろな民間の知恵を入れ得るような、そういった第三者機関が存在していることは確かなようである。そこでノウハウやベストプラクティスの調査研究が行われていて、さらにはこういった中立性のある機関が提案の当否の判定とか、あるいは実施後のモニタリングをするという仕掛けのようであるので、そういったものが必要かどうかは検討する必要があると思っているところである。

以上が総論的な話であり、次に各論で、思いつくままにということだが、先ほど申し上げた

資産の総点検に関しては、スケジュールが非常に重要であり、これが終わらなければ先に進まないというのでは、これは相当時間的には前後してしまうので、すべてに先行すべき作業ではあるのだが、この作業を同時並行でやる必要があるだろうと考えている。この作業を完成させるまで資産の処分等の作業に着手できないというわけではないので、ある意味ではスケジュール面では資産の総点検は常時行われるという形がいいのではと思っている。

それから、反復継続的に実施されるべきものであるもので、資産価値はマーケット状況によって変わるので、継続的に実施されるように仕組んでもらう必要があるかと思っている。

それから、対象範囲につきましては、翁委員から以前説明があったように独立行政法人や国立大学法人、場合によっては地方公共団体の保有資産等も視野に入れながら、点検を行っていく必要があるだろうと思う。

だれが何をどのような形で点検するかということだが、自己点検ではなくて、外部の者によるデューデリが必要だということは、私はこの会議では何度か申し上げてきているところだが、これはかなり費用もかかるので、予算措置が必要だということで、やるかやらないか、どうやってやるのかということだけを初めに決めていただき、やるのであればその部分についてきちんとした措置を講じる必要があるだろうと思う。

最終的には、有効活用すべきなのか、売却すべきなのか、あるいは売却もバルクで売なのか、証券化がいいのか等々、いろいろなものがあるわけだが、それはだれがレフリーなのかということもしっかり示しておく必要があると思う。

例えばということで、国有財産証券化、これは既に進んでいる話であるのが、例えばスキームの決定の問題でもオリジネーターとして証券化に組み込まれるのか、それとも証券化を視野に入れて買い手の方にバルクで売却してしまうのかということは、費用との関係で考えるべきと思う。オリジネーターとして残るのは、もちろんそれは一般的な形態であるが、それによって劣後部分をもってずっとリスクを持ち続けるというのはどうかと思うので、多少高くとも全部バルクで売ってしまうというやり方も、例えば金融資産の場合には十分あると思う。

それから、市場の状況を見ながら臨機応変に対応する必要があるということで、そのスキームの決定等についても判定者は誰かということは常につきまってくるというふうに思う。

それから、ピークルの選択等については、例えば新会社法施行後は不動産の証券化はG K T Kスキームというのが一般的であるが、不動産の譲渡先を匿名組合の営業者である合同会社とする方式が一般的になっていて、前はここが合同会社ではなくて有限会社だったわけだが、これが今G K T Kスキームという形になっている。

その場合、合同会社が不動産特定共同事業者に該当するのを回避するために、民間では合同会社が実物不動産を直接取得するのではなく、不動産管理信託を設定した上で、その信託受益権を合同会社に譲渡するというのが一般的であり、これは揺るぎのない実務となっているわけだが、ここは実は民だからこそこういうスキームになっていることに注意する必要がある。、民だと例えば合同会社が事業者の認可を取るのが非常に難しいわけである。したがって、そこはお金をかけて実は回避しているという部分があるのだが、このあたりのところを民間のスキームがこうだからといって、そのままただ借りてくればよいというわけではなく、国の場合はやり方を工夫できるはずである。そういったようなところを少し検討する必要があると思う。民間には民間の事情があってスキームが構築されているのだから、官の場合のスキーム、あるいは国の場合のスキームというのはいちや二やと工夫の余地があるのではないかと考えている。

ここは実は国の場合は逆に法整備が必要だということは、後からご説明あると思うが、法整備でまさにSPCを設けるための手段だとか、あるいは劣後部分を持つたりするためには今の法制ではできそうにないので、調整しなくてはならないのではないかとと思うが、ハードルが高い部分もあるが、逆にハードルの低い部分もあるので、その部分はしっかりと実務に合わせていく必要があるかと思う。

それから、金融資産の証券化の場合には、ピークルに対する金融商品取引法上の業者規制というの及ぶ可能性があり、実務では実はこの金融商品取引法上の業者規制を回避するために、いろいろ実務にもお金をかけてやっているわけである。つまり規制回避のために費用を払っているというのが民間なのだが、国の場合は同じやり方でなくてもいいということになると、むしろオーダーメイド型でつくることができるかと思う。そうすると、スキームの生産が必要であり、以上のような問題について、アレンジャーと交渉するのは一体だれなのかということが重要になってくる。これも結局実はこちらの方に相当程度の知見がなければ、結局はでき合いのものを押しつけられるというだけで、かえって費用がかさむという場合もあろうかと思うので、このあたりは要検討だと思う。

具体的な話は、いずれ煮詰まってきたところで時間をいただければ、私どもで実際に売っているいろいろなスキームを提示することもできないわけではないが、今日の段階は問題提起をさせていただき、報告を終わらせていただく。

(八代会長) 非常に明確なご指摘で感謝する。専門家の方からどの点でも結構であるので、ご意見をいただければと思う。

(関会長代理) 野村委員の議論で一番大事なことは、フル・オープン化をどう具体化するの

か、情報開示だけでは足りないのではないかということである。恐らくここで言われていることは、資産の総点検とそれを踏まえた企画ということ、それ自身について官の方針が要るのではないか、これがまずすべての出発点だと思う。それは官の仕事なのかどうかというような問題提起があるわけだが、ここで野村委員が言っていることは、そのことについても第三者機関のようなものが要ると、ある程度具体的に話になり、方針が示され、その後、ここにどのような具体的な基準をつくるかというようなことについてチームが要ると、こういう話なのか、そもそも資産の総点検とそれを踏まえた企画ということについて、方針を示さなくてはいけない、そのためにこのチームが要ると考えられているのか、どちらなのか、こういう議論の出発点としてそのところをお聞きしたい。

（野村委員） 余り知恵がないので、第三者機関というのを設けたときの使い方は今まさに関委員おっしゃられたように、いろいろなパターンがあり得ると思う。フルラインで全部使うというパターンもあるし、ピンポイントで合理性の判断のところだけ入れるという場合もあるし、促進のために使うというのもあると思うし、いろいろあると思う。それを私自身今ここではデザインを実は描いておらず、ただ論点として第三者機関を置くか置かないかということをもまず先行的に考えなければいけない。置くとすれば、これは法整備が実は必要で、権限とか何かを定める必要があるから、その部分が段取り的には最初に議論しなければいけないところだと思う。

私どもは先ほど言ったように、会社をつくるときの段取りというのは、一番時間のかかるものと、それから人の手を使うものを先にやるわけである。一番時間のかかるものというのは法律をつくることなので、法律をつくらないと先に進まないものから先に議論しなければいけない。ただ、それをどう組み合わせるのかということについては、申しわけないが、アイデアはなく、場合によってはフルで使うというやり方もあるかもしれない。また、あるいは官の方である程度企画して、官の方の企画がもし自力でできないのであれば、それを外に出すときには、アレンジャーに出して、アレンジャーがつくってきたものをまた第三者評価機関がチェックするというやり方もあるかもしれない。ここは私自身今アイデアがないので、まさに先生の方でそういうアイデアが煮詰まって、必要だということになれば、この議論を最初にしっかり示して、法案をつくっていかねばいけないと考えている。

（富山委員） 今の関委員の議論に絡むが、こういった話をリードしていくときに、我々自身が政府系の資産管理運用会社なので、感じるところなのだが、結局のところ、ちゃんとインセンティブが働き、かつそれなりのプロフェッショナルであって、かつそこに権限と責任もかな

り集中していると、その人たちは、このままだと人生が大変なことになってしまうので、必死にやるわけである。そうすると相当厳しい状況でも、成果になるわけで、そうすると今の第三者機関の話もそうであろうし、あとこの後出てくるプロを相手に交渉するという話もそうであるが、例えばさっきのリスクの移転の問題であれば、我々が資産を売却したものは、実はほとんど国にリスクが残らない形の売却になっている。

そうすると問題はそのような権限と責任とそのようなスキルとノウハウを持った集団というか人間のかたまりというか、組織体というか、会議体というか、それを上手に設計してつらなければ、結局よくこの手の議論にありがちな、エーエージェントばかり集まってしまってプリンシパルが存在しないというゲームに時々なる。そうすると、所詮エーエージェントというのは最終責任を負っている立場ではないので、それぞれエーエージェントとして配置されても恐らく困ってしまう。だから、もし法案などをつくるのであればその設計が一番ポイントになるような気がした。

(八代会長) もう少し具体的に解説していただきたい。

(富山委員) 要は、民間でどうリスクを押しつけ合うかというゲームを、例えばファンドの立場であったり、あるいは弁護士の立場であったり、一番シビアなところでやってきた人間であれば、売却する相手というのは民間企業であったり、民間のファンドであったりするわけである。そうすると、契約書のちょっとした1行の問題であったり、ただし書きであったりというところに実はいろいろなリスクをお互いに忍び込ませようとする戦いをやるわけである。そういうやり口がわかっているのは、その中でやってきた本人たちである。そういった意味合いである。

(伊藤委員) ちょっとお伺いしたいが、役所で一番困るのはスピードである。民間の方に任せるとスピードが半分になるとか3分の1になるとかというノウハウは十分お持ちか。

(野村委員) 役所の方も相当程度働いておられるが、民間はものすごい時間を使って働いているので、期限が決まったら期限どおりに結果を出すのが民間だ。

(伊藤委員) 私が聞いたのは内部作業ではない。私は土地のことをやっており、なるべく3年ぐらいでやれば一番いいのだが、どうしても10年かかるとかなる。大部分はなるべくこの値段で売ろうかと思っているのだが、最後の後始末にはどうしても10年かかる。民間へそれをお願いするとスピードが半分ぐらいでできるかと思う。

(野村委員) 私の経験ではなかなか申し上げにくいことはあるが、マーケットの状況もあると思うので、要するに大量に出すと思う。金融資産との関係でいくと、大量に出すということ

は、結局は、はけないということを意味するわけなので、出し方をうまくやらなければいけないということだと思う。不動産の場合も結局マーケットの調整というものを考えると、必ずどこかテールがずっと延びていくという可能性はあると思うが、民間だから何か特殊なものがあるかと言われると、ややむしろマーケットの力の方が強いと思う。

(伊藤委員) 土地の場合、周りが反対して売れないということがいっぱいある。それで10年以上かかるということがあるのだが、周りに対する説得が民間だと金の支払いでうまくいってしまうが、役所はできない。そういったところがこれから非常に大変なことになるのではないかと思う。

(丹羽議員) それは民間側から申し上げると、権限と責任が明確になっているということだと思う。役所の場合は権限と責任が非常に不明確で、だれも責任を取ろうとしないとか、そういうことで時間がかかっているのではないかと思う。だから、伊藤先生がおっしゃるように、一番重要なことは、権限と責任をクリアにしておくことであると思う。そうしないと、あてもない、こうでもないと、体制ばかり、システムばかりつくってしまう。野村先生が今日おっしゃったのは、システムづくりとしては非常にパーフェクトだと僕は思うのだが、問題はだれが一体ディシジョンメーカーなのかと、そのときにだれが責任を取るのかということを決めることであると思う。

(八代会長) 関連するが、スピードを上げる方にインセンティブがあるのか、下げる方にインセンティブがあるのかというところが大事である。だから民間は契約になれば必ず守らなければいけないから、当然おっしゃったように締め切りを守るという意味ではいいのだろうが、官の方はどうか。必ずしもそれは違うのではないか。だから、そういう意味ではできるだけ民間に任せの方が効率的というのは、別にどっちの能力が優れているというより、今おっしゃったように権限と責任の問題とか、あるいは法律的な制約のもとでやりたくてもできないなど、そういう要素はかなりあると思う。

(翁委員) 官については、スピード、期限を決めるという役割があると思うが、民間に任せれば恐らくいろいろなスキームの工夫でスピードアップするということは可能である。例えば金融資産などに関して言えば、証券化をすればより早く償還できればそれだけ利益が上がるとか、いろいろな工夫で、よりスピードをアップすればそれだけプロフィタブルになるというようなスキームを考えると、それだけ民間にインセンティブをつけるということは可能なのではないかと思う。

(八代会長) ただ、今の議論はやることが決まった後の話だが、冒頭関委員がおっしゃった

ように、フル・オープン化を具体化するときのインセンティブというときに、財務省の場合は財政再建というのがあるからインセンティブはあるのだが、これから独法をやっていくときに、むしろできるだけオープン化を妨げて、なるべく資産を売らない方向にインセンティブがある組織の場合、それをどう外部から圧力をかけるかという、早くしないと損をするようなインセンティブをどうやってつくっていくのかということがすごく大事だと思う。そういうことについてはどうか。

（富山委員） これは官か民かと二分法で議論すると、私は行き詰まるような感じがしていて、ポイントは意外と官の器があった方が便利な場合もある。ただ、問題はの中でさっきの丹羽顧問の議論とかなり重なるが、要はそこを實際担っている人間の集団がどういう権限と責任で、要するにインセンティブで行動しているかということがよほど大事である。むしろこの辺の話というのは、純粹に民の立場で、非常に権威とある意味では歴史を持った名門組織に対峙して、財務リストラができるかという、これは現実には私はすごく難しいと思っている。むしろある種の官の器の中に、例えば時限組織型でよいから、もともと民間にいるマーケットの人間を引っ張ってきて、時限でとにかく5年で成果を出せと、結果を出せというインセンティブを与えてしまった方が当人たちは必死になってやるし、いい意味で官の権威を使える場合が出てくると思う。もしそういうことをやるのであれば、それなりにワークした枠組みの一つ、例えば再生機構をモデルにして、そういうのも考えてみるのも一つの手であると思う。

（伊藤委員） 学校法人というのはこれから、今ある資産で頑張れという方向に行くのか、それとも学校法人の例えば土地資産の問題とか有効活用の問題は学校法人というプールの中でやりくりするというのを国がコントロールするのか、そういう話が実は底辺にあって、そういう話がこれから出てくるのではないかと思う。

（八代会長） そのとおり。全体のスキームというのも問題である。

（田村政務官） 国有財産と行政財産で独法が持っているのは大体が行政財産になる。それで、行政財産を処分するときは財務省と所管の官庁が話し合って処分をするというふうになっていると思う。市場化テストもそうであったが、インセンティブを与えて役所から事業を出すことはほとんど不可能であったので、こちらからほじくり出すしかないと思う。だから、ほじくり出すためには、さっき言われた権限の集中化というのが必要であると思うので、所管の官庁の権限も含めてどこかに一本化してくる。そこが全部行政財産も国有財産もまとめて国として売却とか有効活用が必要かどうかを判断すると、それが第三者機関になるのか、純粹な民間になるのか、富山委員が言われたような組織にするのか別として、国有財産制をもう一回作り直

す必要があるのではないかと思います。

（八代会長） それでは、財務省の方から小手川次長、藤岡次長、よろしく願います。その中で先ほどのご質問も含めてお答えいただければと思う。

（小手川財務省理財局次長） それでは、私の方から最初に財政投融资の関係の方から資料の2 - 1 という方で説明させていただく。

実は今回の調査会は新委員の先生方もいらっしゃるので、若干従来の調査会と重複になる点もあるが、それをあえて説明させていただきたいと思う。まず、2 - 1 の資料を1枚おめくりいただくと、一番左側の方に基本方針2006がある。その中で、いわゆる財政投融资については、一番左側の真ん中付近だが、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現するということと、それからその下に民間の専門家の知識を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施するということが載っている。

それから、真ん中にそれを受けて昨年の秋の中間報告の触りの部分を載せている。それで一番右の方に19年度における対応ということで、いわゆる財政投融资事業については、一層の重点化、効率化というのが一番右上に入っている。それから一番右の方の上から3段目のところに19年度並の貸付規模を継続すれば、平成27年度までに約110兆円程度の圧縮が見込まれる。130兆円のうち110兆円程度はそのままずっとやっていけばそのまま達成できる。残りの20兆円程度の圧縮については、一層の重点化、効率化、それから証券化の積極的な実施、それから政府保証の一層の活用ということによって、それを実現していくことが入っている。

それから、証券化への対応については、これは19年度から実施する。通常国会に所要の法律手当を行うということで、現在法案を提出中である。それから19年度予算において、積算上の実施規模としても2,000億円、これは19年度の第四半期にスタートすることなので、年ベースで直すと、これは大体4倍ぐらいになってくる。そのような数字を載せている。それで、なぜ第4四半期かということについては、後ほど私の方から申し上げる。

それから、今般いわゆる民間の方を中心として有識者を含めた検討会を設置して、その実務的及び技術的検討を進めるということを現在スタートしている。

それで、次の2ページ以降については、これは今私がかいつまんで申し上げた従来の経緯の資料が17年の12月末の閣議決定、それから次の3ページの方でそれを実現した法律、それからその次の4ページのところは、今申し上げた18年7月7日のいわゆる骨太の方針の部分、それから5・6ページが中間報告、7ページに今私が口頭で申し上げたところを簡単な図で示している。

次に、8ページの方に今申し上げたことを若干敷衍している。ここにあるように18年度から19年度については15兆円から14兆円まで圧縮する。一番多かった平成8年の41兆円に比べると大体3分の1ぐらいまで減ってきているということで、その内容が次の9ページ以下に大きなところを中心に書いている。いわゆる中小企業の関連機関であるとか、それからその他の公庫、銀行のところはマイナスで立っているが、3番目の教育、福祉、医療関係については若干のプラス、それから4番目にはその他の機関のところは大きな8.1%というプラスになっている。これは実は特殊事情があって、一番大きいのはその2つ下に道路関係のところ、独法の日本高速道路保有・債務返済機構という旧道路公団等の債権債務関係をここで全部一括して、今後、基本的に借り換えをやっていくという機関である。借り換えのちょうどこぶが19年度に来るということで、この部分が13.3%という大きな伸びになっているため、その影響を受けて全体が8.1%という数字になっている次第である。

それから、地方についても引き続き基本的に民間資金にそのまま頼っていくということ、それから最近若干、山陰の方が少し改善してきたということもあって、ここにあるようにマイナス15%という数字になっている。

次に、11ページの方で、いわゆる130兆円、120兆円の関係の目標、いわゆるストックの目標である。ストックの数字を載せているのは10ページであるが、今回1回目ということもあって、数字の混乱を避けるために少し詳細をお話したいと思う。実は詳細を申し上げますと、いわゆる国のバランスシートという場合と財政投融資の計画の残高という点では、若干の数字の差異がある。その例を順番が逆転するが、その少し後を見ていただくと、33ページのところに独法の表があるが、36ページを見ていただくと、これに財政投資計画のフローベースの合計が載っている。この真ん中付近の合計の19年度の欄が14兆円になっている。それで、その左側のところを見ると、政府保証というのが19年度に4兆7,000億円ある。政府保証というのは、これはオンバランスではないということであるから、本来はこれはこの数字から除外される。財政投融資のストックのベースとそうでないベースがこういうところで違ってきているという問題がある。それから、例えば財政投融資が国の一般会計とか国の特会に貸しているものが若干あるので、そういうのも足したり引いたりしなくてはならないという問題がある。

もう一回10ページの方に戻っていただいて、現在数字として確定しているのは、この10ページの数字の右から3番目の17年度のところの299.6兆円、約300兆円というのがストックである。この300兆円の内訳がその次に入っている。この299.6兆円というものから、から政府保証と産業投資を引いた数字が一番上の財政融資の265.2兆円という数字になってくるが、実はこの

265.2兆円のうちで郵政公社さんが債権者になっている部分があるということである。それが約30兆円超あって、それを引いていわゆる当方が持っている特会、いわゆる財政資金が持っている数字というのは233兆円という数字になっているわけである。

この11ページの表で示したかったのは、ストックベースで当方が持っている債権、233兆の主要な債務者はどこかということがこの11ページに入っている。この数字を見ればすぐおわかりのように、一番大きい地方公共団体が全体の約3割になっている。それから、第2位が住宅金融公庫であるが、実は住宅金融公庫については先般私がここで申し上げたように、2年前に大きなリストラをして、それで当方に対して現在繰上償還をどんどんやっている状況で、基本的に直貸しはしないということになったため、この住宅金融公庫の数字は今後大きく減少していく状況になっている。

それから、次の日本郵政公社さんと年金資金運用基金については、これは実はもともと昔に公社さんとか基金が一旦国に強制的に全部預け入れをするのだけれども、そのうちの一部分をもう一度自分たちが借りて、それを自主運用したいということで、運用に回していた部分が入っている。したがってともあと2年ぐらいのうちにほぼゼロになってしまう状況である。したがって、それを除くと大きいところは、地方公共団体、それからずっと借り換えをしていくという日本高速道路保有機構、それから都市再生機構、それから国際協力銀行以下の政策金融機関ということである。

それから、次の12ページに産業投資の投資残高の上位10機関を載せている。これは前回の会合で富山委員の方からローンだけでなく、いわゆる特会の方は若干出資もしているのだから、それを何とかできないかという話があったため、その数字を12ページに載せている。ポイントはまず一番大きいのが政投銀であるが、政投銀と4番目の商工中金については、これは民営化ということが決まっている。

それから、2番目のJBIC、国際協力銀行、それから3番目の農林漁業金融公庫、それから真ん中付近の中小企業金融公庫ということについては、今国会に提出される法律において、新政策金融機関に統合されるということになっている。

それから、その次の(独)と書いてある3つの機関ですが、これがいわゆる産業投資特別会計の方から主として研究に対して当方が出資している部分である。これはNTTの昭和60年か、あときの株の上がり原資としてやったが、それが余りにも基礎的な研究に集中し過ぎたということで、ほとんどが成果が出ず、数年前に約3,000億円近い償却をした。そこでいわゆるバイドール方式とか、新しい方式にして、非常に小さい金額だが、現在やっているのがこの3

つである。したがってこの3つは出資といってもほとんどが研究の費用に充てられているものである。

それから、もう一つ当方の出資で大きいのは、一番下の関空にあるように、法律で発行済株式総数の2分の1以上が決まっているなど、そういうものがあるので、もしエクイティとしてこれを切り出して何とかやろうという場合には、法律改正が必要になる場合が大部分になってくるわけである。

それから、13ページ以下はいわゆる今回の証券化に伴う法改正事項の概要である。基本的にSPCが信託をつくれるようにして、そのうち当方がいわゆるメザニンの部分をとって、優先部分を販売してもらうという形をとっている。それが13ページにその概要、それから14ページにその法案がある。

それから、15ページはどうしてもディスカウントになってくるので、損が出る。それは損を上回るメリットの説明の一つの方策としている。実は今財投の平均貸付期間というのは、いわゆる調達側と運用側がほぼ一致しているのだが、これをさらに詳細に見て、個別の年次で見るとあるように、若干ぶれがあるので、そこを証券化を使ってうまく両方がマッチするようにして、将来の金利リスクを最小にしたいということが一つのメリットの説明としては考えられるのではないか。そういうことで考えているスキームである。

それから、16ページの方に第1回目の発行額というのが載っている。先ほど野村先生の方からも話があったが、マーケットには初物が出るといったときに、どうしてもマーケットに対する影響というのがあって、大体、民間の場合ですと数百億円のオーダー、大きいものでは半官半民みたいな住宅金融公庫の場合で500億円、これが国債だと、ここにあるように物価連動国債で1,000億円、それから30年国債では2,000億が最近の状況である。そのため、今回大体私も一本1,000億円ぐらいというものを考えている。

それで、その前のコストの積算であるが、これは現在までに約半年間ぐらいかけて、いろいろな民間の人の話を聞いたものであり、おっしゃるとおり民間からの一方的な要求ベースということではあるが、リーガル・フィーや格付けの取得費用、それから大きいのは信託費用とアレンジャー費用であり、これが発行額の約20ベースポイントとか、40ないし50ベースポイントかかることが非常に大きくなっている。この点は今後入札等の段階で、当方としてはできる限り小さくしていきたいと考えているところである。

それから、18ページの問題はディスカウントのベースになるスプレッドであり、最近の数字を見ると、いわゆる財投機関が発行する社債のベースで約20ないし30ベースポイント、それ

から住宅金融公庫による住宅ローンの証券化という場合で約55ベースポイントのスプレッドがあるので、どうしてもこのスプレッドがいわゆるディスカウントベースに反映されてくるとい問題がある。

一番重要なのはその次の19ページの図であるが、先ほど委員の方から問題提起があった今後の日程や実際の執行の状況についてであり、一番左側の方は法律と政省令、これがうまくいけば恐らく3月いっぱいぐらい、第1四半期の早い時期に終えて、それからその次に有識者による検討会というのも今月末にもスタートする。

問題は、時間がかかる事項が2つあることであり、1つはシステム開発である。一応、これは全て国の国庫金ということで、法律上は日銀のシステムを通じて行うということになっている。この日銀のシステムはシステムとして非常に大きなシステムなものであり、若干の変更をする。すなわち今、システムに登録されている我が方の債権のうちの一部を我が国で引っ張り出して、それを証券化の商品としてもう一度組織するという点について、相当な時間がかかる。通常であれば、6カ月ぐらいかかってしまうという作業であるので、これは法律の状況も踏まえて、当方からそれを何とかもう少し期間を短縮できないかということをお願いしたいと思う。

それから、法律、政省令が通り次第、入札でアドバイザーの選定をしようと思う。アドバイザーの選定が終了次第、この右から2番目にあるように証券化のスキームの検討、それと並んでリーガルの契約書の検討というのが始まっていく。

それから、それと並んで一番右であるが、格付の取得に関するスキームの確定、対象債権の精査であるが、実はもう1つ時間がかかる事項というのは、アドバイザーの選定であるとか、その下の実際にリスクをとって、いわゆる仲介をするアレンジャーの選定であり、選定に関する基準等については、最近の例であると大体当方の案を1カ月ぐらいマーケットにさらして、いろいろなマーケットの意見を入れた上で、それを確定するという点になっており、こういう点はどうしても時間がかからざるを得ないということで、以上全部総合すると、恐らく第4四半期に実際の発行ができるのではないかと思う。もちろん何とか前倒しにして、第3四半期にでもできないかということ、いろいろ内部で検討しているが、その前に1本だと1,000億円、それから2本で2,000億ということで現在2,000億円の枠をとっているところである。

20ページには、先ほど申し上げた検討会のことが書いてある。

21ページ以下は先日私が口頭で申し上げた、いわゆる繰上償還についての基本原則が21ページの左下の方の3の 、 、 、 ということ、業務からの撤退を含む抜本的な事業の見直

しとか、勘定分離であるとかが入っており、その実際の例が22ページに住宅金融公庫、それから都市再生機構の例が入っている。住庫の場合であれば元本ベースで総額10兆円程度、いわゆる補償金の免除相当額ということで1兆円程度が財政投融资の特会のマイナスになったということであり、それから独法の都市再生機構については、額面ベースで3兆円強、それから補償金免除相当額で9,000億円ということである。そのかわり住庫については直貸しをやめる、都市再生機構については、ニュータウンの整備事業から撤退するというリストラをやっているところである。

23ページ以降が昨年暮れに総務省と合意した地方向けの財投の繰上償還に係る対応であり、ページの真ん中付近にあるように、規模的には最大3.3兆円ということで、補償金免除相当額が5,000億円程度、対象となる地方債はそのすぐ上にあるとおり、平成4年5月までに貸しつけられた金利5%以上の地方債ということである。

先の方を見ていただき、28ページに基本的に財政状況が厳しい市町村、それから都道府県を対象とするということに記載している。まず金利5%以上のものについては、実質公債比率が18%以上の団体、それから金利6%以上の部分については15%以上の団体等の要件がある。

さらに重要なことは31ページに記載しているとおり、この申請の際に財政健全化のための計画というものを要求する。(1)にあるように、財政状況の見通しということで、今までの5年間の推移と今後の5年間の財政状況、職員数、それから職員給与等の状況を当方に提出して、それを公表するということをお願いしており、この中でいわゆる物件費の節約等の非常に厳しい要件を課して、これを都道府県と各財務局で合同審査を行い、その結果がオーケーであればいわゆる補償金なしの繰上償還を認めるというスキームにしている。

次に、33ページに先般委員方からの問題意識があった独法の一覧というのがある。実はこの真ん中の線から上が現在財政投融资の対象になっているところだが、下の方にあるとおり、財政投融资対象外というものが非常に多くある。それから財政投融资の対象になっているものでも、例えば星印のところは産業投資特別会計の対象ということで、金額的にはさっきフローのところで見たとおり、1年にせいぜい20億とか30億円ぐらいのオーダーであるが、例えばこの中で右上の3番目の新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOと言っているところは経済産業省のいわゆる石油税をベースとする石特会計から毎年2,000億円ぐらいの研究費等が入っており、圧倒的に一般会計とか、そういうような特会、それからそれ以外の収入の方が財政投融资の貸付とか出資よりも圧倒的に大きいということが随分入っている。

ちなみに、大ざっぱに言って、独法で職員の規模で一番大きいのは国立病院であり、ここに

約5万人弱の従業員の方がおり、その次が労働者健康福祉機構、いわゆる昔の労災病院、それからあとは国立の高専機構が6,700人。それから資産規模でいくと、さっき申し上げた日本高速道路保有・債務返済機構が一番大きくて、その次に都市再生機構であるとか、鉄道建設・運輸施設整備機構、それから中小企業基盤整備機構というのが続く形になっている。

私の方からは以上である。

(八代会長) それでは、これについて先にご議論いただき、その後で実物の話にいきたい。

(田村政務官) 出資金以外で、逆ざや等がたまってお金が政策金融の中に結構あるのだが、よく知られているのが公営公庫の2兆円、それともう一つJBICも借款でたまったものが3兆円ぐらいあるのではないかとされている。それらをしっかり国庫に返してもらえばよいと思うが如何か。

(小手川財務省理財局次長) まず、来年の秋に廃止される公営企業金融公庫については、年末の交渉の結果、全体で約3.4兆円のたまり、これは民間の金融機関で言うと引当金みたいなものであるが、それが多分出るだろうということであり、今度公営公庫を引き継ぐ機構に一旦は全部持っていくことになる。しかし、公営公庫が貸し付ける案件には期間が長いものが多く、一番長いものではまだ28年ぐらい期間が残っているので、その残っているものについては引き続き引当金みたいなもので面倒を見る必要があるだろうと考えている。

それから、もう一つ新規の貸付については、それは基本的に自前でということであるが、概念的には昔国が公営公庫に入れた166億円は全額返してくるわけだが、それで3.4兆円というものをまず一旦は新庫に入れて、いわゆる従来貸してある残高の方の勘定に当初全額入れる。それを10年間かけて、新機構の貸し付けをする勘定に毎年2,200億円ずつ移していき、従って10年後には残高勘定に残るのが1.2兆、それから新規の方に行くのが2.2兆、総資産の基本的な考え方としては、10年後にできれば残っているところも新勘定の方が買収したい。買収してそこで精算したいと言っている。それから、実は2.2とか1.2という数字も本当に必要かどうかというのは、今後の金利の動きで相当変わってくるので、今後新機構ができたなら財産状況をしっかり見た上で、必要ないということが分かれば、全部国の方に返還してもらおうということになっており、恐らく10年後には相当な額が返ってくることになると思う。

それから、JBICの方は昔基金と輸銀が合併しており、その辺で輸銀の部分の方は毎年利益を出して、国の方にその配当ということで、産業投資特別会計に一回返った上で、それから産投から一般会計の方に流して、それで国の収入になっていると思う。それから、JBICの方は非常に難しい問題で、カントリーリスクが非常にあるものなので、どれぐらいのいわゆる

実質引き当てを持っていけばいいかということについては、相当精査が必要であると思う。今のところ、具体的に幾ら返してもらうという話はまだ決まっていない。

(八代会長) 民間の活用というところがあったと思うが、民間からの提案、例えばフル・オープン化といったことは、どういうふう具体的に使われるのか。

それから、特に貸付金の売却、証券化に関しても民間の知見を活用するということであるが、どのように民間の知恵をつけていくのかも回答をお願いします。

(小手川財務省理財局次長) この問題は今年の夏以来、財投総括課の事務方がいろいろな金融機関の部長クラスの方と意見交換をずっとやっている。

それで、今回この資料にあるように、新規に懇談会を作って、そこで正式にいろいろな議論をしてもらうということがあるが、一番大きいのは先ほど申し上げたように、法律が通り次第、まずアドバイザーの選定をオープンでやりたいと思っており、そこでいろいろな基準をつくった上で、今度は具体的なアレンジャーの選定、これも当然の話ながらアドバイザーもアレンジャーも民間の金融機関の方がやるということになっている。

ちなみに、私は昨夏、骨太の方針が発表されてから人事異動で現職についたのであるが、それから昔の知り合いの証券会社の社長さんレベルの方をお願いして、原則1人、私と1対1でとにかく社長の全く個人的な意見でいいから言ってくれということで、相当突拍子もないようなことも含めて、まさに勝負をするようなデリバティブとか、そういうようなものも含めていろいろな話をしてきた。日本の金融機関の場合、どうしても多人数でやってこられると、会社とか組織の意見しか言わなくて、全然クリエイティブな意見が出にくいということがあるので、原則1対1で聞いて、それを当方としても一つの知見にしてやっているということだ。

(富山委員) 質問だが、さっきの日銀のシステムの問題だが、これは1回目のところだけで生じる問題であり、あとは一回これをクリアすれば2回目以降はオーケーということか。

(小手川財務省理財局次長) おっしゃるとおりである。

(富山委員) アドバイザーとアレンジャーの関係であるが、民間の立場で言うと、ここでアドバイザーを取りにいった方がいいのか、アレンジャーを取りにいった方がいいかと考えるとところであるが、この辺は何か同じような顔ぶれから選定する感じであるか。

(小手川財務省理財局次長) まさにそこがキーポイントである。実は私がさっき言った1対1での話の時に、皆さんに率直に言ったのは、当方の最大の取引先というか、お客さんは皆様方なので、皆様の方でこういう商品であればぜひとも買いたいというものがあればどんどん言って欲しい。ということをお願いした。それに対して、いろいろな金融機関の方がこういうの

はどうかということを書いてきた方が随分多かったのであるが、当方はアドバイザーであれば非常に興味があるということをおっしゃったところもあった。

（関会長代理） 自分の理解の確認であるが、小手川次長の提案は証券化の話であり、とにかく1,000億単位で19年度は2,000億について、この19ページにあるような形でとにかく始める。始めるのに必要な法律改正等々は今国会で提出して対応していく。それで、10年間で大体20兆ぐらいのものを19年度については2,000億円ぐらいの規模で始めて、知見を蓄積しながら10年間で20兆円ぐらいのものについてもできるかどうかやってみようと、こういう理解でよいか。

（小手川財務省理財局次長） 20兆円を全部証券化でできるかということになると、そこは実際のマーケットの状況を見ないとわからないと考える。

それで、20兆円全体については、3つの方式の合わせ技だと思っており、1つは来年以降もとにかくフローのところで一層重点化して、フローを削減することで全体の中のストックを減らしていくという部分、それから当然第1番目が証券化であるが、2番目が今言ったこと。そして3番目として、少し前だがアメリカで随分活用されていた方策として、政府保証の活用がある。少し問題もあるが、政府保証になるとオフバランスになってくるので、その活用可否も早急に勉強して、あわせて考えていきたいと思っている。

（関会長代理） 野村委員から見て、小手川次長のおっしゃったことにつき、どのように評価するか。

（野村委員） 大変難しい宿題であるが、私はややきれい過ぎるなという感じがする。これだと、民間からいくと与しやすいと感じてしまう。カウンターパーティーとして海千山千の世界なので、もう少しきちとした交渉という感じでないと、どこかで民間に補助金が出でてしまうような感じがする。もっと本当に緻密に考えていくのであれば、この計画の段階から民間の知恵を、つまり味方に民間をもっと持ってこない駄目ではないかという気がする。冒頭富山委員がおっしゃった、いわば内側に完全に民間の人を入れてしまい、この交渉のところから、アレンジャーの選択のところからがんがん民間の知見を入れていかないと、良いところだけ取られてしまうのではとの印象がある。

（小手川財務省理財局次長） 財務省の国債課に、数年前から民間の方から身分を変えてもらって、実際人を派遣してもらっている。また、法律が通ったら、場合によって新規の人を雇うということで、先生がおっしゃったような課題に対し、完全でないとは思いますが、ある程度対応していきたいと考えている。

（野村委員） 以前から富山委員が産業再生機構とのアナロジーでいろいろ議論をされておら

れるが、産業再生機構というのは、役所が専門家からいわば儲ける機会を奪って名誉で働けということを強いたという非常に大きな国家的プロジェクトだったのであるが、この場合完全に外に任せれば当然利益が出るので、その方々は一般の民間ベースでの利益を取りに来ることになる。それを提供するのかどうかということを考えていく必要性があり、もしかするとそこが何らかの形の制度・仕掛けを要求しているところかもしれない。ただ、時間もあるので、今そのために制度をもう一度作り直すということは相当大変であるので、スピードとの関係で掛け合わせるかなというふうには思うが。

(小手川財務省理財局次長) いわゆる実物資産の方のフル・オープン化云々という話は別にして、私どもの証券化の方は、先生の話とは逆に必ず国にコストが出るスキームがある。したがって、その裏返しとして民間の方に利益が出るはずだということであるが、そこはいわば経済と政治の境界線みたいな問題になってくると思う。出口は非常に狭いと思うが、その中で当方としては、両方の説明ができるような形でできるだけやっていきたいと思う。

(八代会長) ご指摘の点を踏まえると、証券化をしないことの機会コストというのを明確化して、それよりこちらの方がはるかに少ないのだ、という目処は作っておく必要があると思う。時間もおしているので、実物の話に進む。

よろしく願います。

(藤岡財務省理財局次長) お手元の資料2-2、2-3に参考資料をつけているが、2-2「国有財産における取組みについて」に沿って説明申し上げる。

1ページ目にて、今までの議論の概要等を俯瞰する。左側は今年の7月7日の骨太である、2つ柱があるかと思う。今後10年間の売却収入の目安として約12兆円、それから情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用(フル・オープン化を含む)を推進するということであった。

12兆円の内訳であるが、株式で8.4兆円、未利用国有地等で2.1兆円、庁舎等で0.5兆円、宿舎等で1.0兆円である。私どもは政府保有株式の管理もしているが、ここでのご関心は今現物の方かと思っている。

また、民間の知見の活用(フル・オープン化等)ということあり、これについてもごらんのようなご提案がされている。

さらに加えて、これはいわゆる法人としての国が持っている国有財産の話であるが、加えて独立行政法人、国立大学法人、あるいは地方公共団体への拡大がご議論になったところである。

今、私どもの分野で申すと、伊藤滋先生を座長とした有識者会議が、フル回転の状態である。

昨年6月に、23区内の宿舍、これは青山とか六本木の宿舍を売り払って、おおむね3分の1の箇所数に削減することとし、今実行中である。23区外の宿舍についても、ここで示された容積率等を活用する考え方のもとに、現在地方でも有識者会議を設けて原案を作成中である。

加えて、今一番の 이슈であるが、23区内の庁舎、いわゆる霞ヶ関、大手町、あるいは各地にある税務署、法務局等であるが、こういったものについて議論をしている。

また、民間知見の活用ということでも議論をしている。

今一番のホット 이슈は、やはり地価から見ても23区内の庁舎、2ページになる。移転により、霞ヶ関、あるいは大手町といったところが大変な 이슈になっているわけである。23区内の宿舍は6ヶ月、9回ほど議論したが、こちらについては既に11回、合計36時間、21カ所の現地視察、あるいは各省庁からのヒアリング、あるいは民間企業のヒアリング等々やっている。1月30日の会議で既に5つほどの視点が示されている。 、 、 、 、 とあるような内容になる。

いずれにしても、私どもに既に与えられているタスクは庁舎で5,000億円、少なくともこの23区の中で3,500億円、少なくともであるが、確保したいということで、非常に精力的な議論を伊藤先生に叱咤激励されながら私どもは今やっている。

やってみてはいるが、幾つかは当然越えなければいけない、我々が越えようとしているハードルがある。1つはスケジューリングの問題である。先ほど伊藤委員の話があったが、とにもかくにもリアルなもの、固有名詞のもの、大変に暇のかかる話である。民間も今まさに大きなプロジェクトの一つ、大手町の連鎖型都市再開発、これは都市再生特区を使っている。

これというのは平成12年にもとの合同庁舎1号館、2号館、財務局等が入っている庁舎が移転したところから始まっているのだが、その後平成15年には、地元の地権者等が集まるまちづくりの推進会議が発足し、いろいろ議論をして、平成17年に売ることができた。初めて建つ建物が平成21年ないし22年である。ご案内のとおり、経団連、日経新聞等が移転してくる。連鎖型であるから、今ビジネスをしている方たちに移ってあげられる建物をつくらなくてはならない。そして、そのあいた建物を次どうするか、非常に壮大で時間のかかる、しかしやらなければいけないプロセスである。六本木の檜町に、この3月に東京ミッドタウンができる。これも昭和62年当時からいろいろ議論があったが、平成12年に防衛庁が移転し、その後各般の調整が非常に多かったものの、これも約7年、これは非常に早いケースと言われているが、ついにこの3月に新たなビルが建つという状況である。

実はリアルなものというのは、とにもかくにも例えばちょっとした不動産でも境界画定をこ

このところはおれのものだよ、あるいは地下埋蔵物があるのかないのか、あるいは最近では土壌汚染があるのかどうか、それがクリアできたら、その次は都市計画等々にすぐいけるかという、例えば容積率の拡充というのは通常こういった開発に必要である。これも大変いろいろなオプションがある。特定街区といったオプションを使うのであれば、これは1ヘクタール以下であれば例えばここであれば千代田区役所の権限、そこをクリアするために今度は千代田区の景観条例等々のクリアも必要であるが、それが終わったところで今度は東京都の都計審の同意が必要になってくる。しかし、1ヘクタール超であれば逆に都計審から始まるのであるが、その際にも通常は地元の区役所の方でも御議論いただく。

実は今霞ヶ関をどうするのかというのを散々大議論しているけども、霞ヶ関、旧文部科学省の建物が残る形で今7号館を建設しているが、これは千代田区的美観地区ガイドラインでこれは歴史的建造物だから残すべきだという、日本のワシントンDCに相当するこの千代田区この建物をだれが一番有権的に景観を考えているかというのは、実は国ではなく千代田区であり、あるいは東京都である。私どもが一地主権者としてそれに対して意見を申し上げる機会があるというのは今の日本の国のありようであるし、特に分権の趣旨であるということである。

それから、都市計画の問題、ここに今申し上げたことであるが、実現のためのリーダーシップ、これは多言を要しない。先ほど伊藤委員の方から話があったようなことを含めて、あるいは大変に各省の利害が錯綜している。今入っている役所、それがそれぞれの役所にとって大変重要な施設であるし、実際に使われている国民の方もいる、あるいは周辺の方の声もあるといったことを一つ一つ解きほぐしながら、大きな目で大きなリーダーシップ、細やかな心配り、両方必要な世界である。

次のページ、23区内の宿舎は、しかし比較的ある意味では住まいということで非常に単純であるから、これは昨年の6月に例えば小規模な宿舎、容積率を使っていない宿舎、都心3区の宿舎、危機管理用の宿舎、3宿舎は残すけれども、それ以外は原則廃止してしまう。これからは、基本的に同心円的に、そうはいつでも多少危機管理要因というか、そういったものはあるけれども、同心円上に入ってくる。これで4,860億円、おおむね5,000億円の収入を確保するということである。オールジャパンで1兆円の宿舎売却収入というのがあるけれども、ここでまずは5,000億円ということである。

23区外の宿舎も、これはまた5,000億円ということであるが、これは地方には地方の意見があって、東京で例えば札幌のことを決めるわけにはいかない、大阪のことを決めるわけにはいかない、地方で伊藤先生の有識者会議と同様の有識者会議、これは極めて実践的な有識者会

議であるけれども、ここで民間のご意見をどんどん聞きながら、あるいは地元の自治体の方にもメンバーに入っていて、これもまとめていきたいということである。

土地が高騰しつつあると思っているけれども、東京の地価というのは18年の公示地価で例えば住宅地というのはいわゆる郊外も含めて全部平均していったら45万円ぐらいするのだが、札幌市というのはいわゆる1万9,000円ぐらいである。ということは、同じように売ってもそんなにお金が出てくるわけではないが、しかしそれぞれの地区にとって大事な土地であるし、跡地の利用、これを積極的にやっているということである。

ここを今やっている。まさに大きなタスクが骨太で与えられて、今は積極的にやっている実行の段階である。伊藤先生にいつも叱咤激励されているが、23区外の庁舎についてはこの6月以降また積極的にやっていく、こういうことである。

次のページ、4ページをごらんいただくと、これがいわゆる霞ヶ関の官衛地区と言われる区域である。実は先ほどの議論があったが、行政府だけではなくて立法府、あるいは司法府等の議論も当然入ってくるわけである。

もう一つが極めて重要なことであるが、日本は地震の国である。危機管理対応で庁舎がつぶれては何にもならないということで、国交省で今耐震性の検査をやっている。そういった面から見ても、現在渦中になっているのが財務省の建物、これは容積率の問題もある。あるいは内閣府の建物等である。外務省の建物等ももともと戦後の建物なので強くなかったのだが、これは急いで大幅な改修をしている。ただ、ここも私どもも不動産会社とか、実際にヒアリングを聞いているが、この家並みをどうするかと、いろいろなご議論があって、これも大事である。ただし、ミクロの議論もたくさんある。

それから、大手町、これは実はこういったときに配る地図というのは非常に厄介で、著作権の関係でインターネットに載せる以上は人の地図を勝手に使えないので、私どもが使っている地図はちょっと読みにくいのであるが、上の左側が気象庁の建物、右が東京国税局などが入っている建物でこちらあたりが今非常にイシューである。いろいろな議論でなるべく余剰地を売りたいという議論がある。そこで、先般来ずっとこの会議に出て本当に学ぶことが多いのだが、富山委員が言われたように触れている部分、あるいはきょう野村先生の話もあったが、留保する仕組みというのは、現在の仕掛けでは必ずしも国ができることになっていない。こういったものをどういうふうに考えていくかということも関わってくるわけである。

それから、フル・オープン化、まずは情報の公開ということで、これは相当徹底してやっている。実はパソコンで資料集に細かな物も17ページとか19ページにあるが、地図も含めて詳細

な情報を既に公開をいたしている。これも相当な件数を、原則として行政財産はすべて15万6,000件の情報を入れている。

このシステムを使い勝手がいいかというと、これも抜本的に更新する。同時に一番下であるが、具体の議論にはこれは全部インターネットに公表しているが、実際の有識者会議の議論では、もっと私どもの持っている情報のほかに、ほかの役所がつくっている路線価であるとか建ぺい率、容積率、その利用率、全部つけて、これを伊藤先生たちにお示しして、厳しい目でここは容積率が余っているのではないかと、よく見ると容積率を十分使っていないのではないかと、チェックを受けている。実は霞ヶ関、大手町も重要であるが、例えば世田谷において、区役所のそばに法務局の出張所、登記所と税務署、あるいは社会保険事務所だつて容積率をいっぱい使ってまとめられればサービスがいい施設をつくって土地も売れるといったようなことがあるのではないかと、実はそういうところもいろいろご指摘いただいてやっているところである。

それから、7ページ、8ページ、これは新たなシステムのイメージ図であるが、いずれにしても実はこれは政務官のご指摘にあったが、行政財産というのは一次的には管理権は各省にあって、やや私どもが一步引いている立場なのだが、情報も実は平成14年度までは我々はいろいろな資料をつくるのに紙でもらって転記したりと、こういうおくれた時代があったのだが、今はシステムをつくって、平成14年から一部オンライン、でもまだCD-ROMなどを使ってファイルで送って、ファイルの形式がそれぞれ違うので、それぞれCSVを使うとかと、こんなことをやっている。したがって情報もリアルタイムではないし、情報量も十分ではない。これは政治的なリーダーシップがあったおかげであるが、なかなか財政当局が予算をつけてくれなかったのだが、今年本格的にこれから3年がかり、平成21年供用で全面的に更新し、これは大事なのだが、共通の端末が全省に置かれることになった。今一部置いている役所はあるのだが、したがって今まではこういう数字はあるはずだといったってなかなか来ないというのを、これからは我々とつながった端末を全省に置いてもらうと、これは極めて大事なことで、こういったものを全部提供して頂ける。8ページもそのシステムの詳細がある。

9ページ、これは今も話にもあったが、伊藤先生を中心とするグループは今年の8月からやっている、その前に23区宿舎ということでこういったメンバーの方々でやり、かつ地方は地方のこういったのが必須であるから、地方にも同様な会議をやっている。左側のメンバーというのは、特定の民間企業が入っているのはどうかということで、民間企業の方はヒアリング形式ということで随時呼びをするという形式で今やっている。

それから、その次に10ページ、そうやってまず情報を出し、ご議論をいただく。しかも今度

はどのようにやっていくかということも極めて重要であって、今国有財産の場合、既に実行の時を迎えていると私どもは思っている。国の持っている国有財産、これは明確なタスクが12兆円与えられているということで、やらなきゃいけないし時間がかかる、時間がかかるからといって結論を先延ばしにできないと考えている。P F Iもとにかくやるということで、このP F Iも野村先生にも本当にご議論頂いているが、我々も非常に使い勝手が悪いところがたくさんある。これは年数の縛りもある。本来耐用年数とも合っていない。しかし、これは私どもは宿舎の直轄工事官庁であるが、これは全部大規模なものは原則P F I化によってやると決めており、実はP F Iの優等生で、内閣府が出すP F Iの資料だとうちの資料が半分ぐらい出てくる。

それから、実はこれは平成11年当時、まだ小渕内閣の経済戦略会議で、証券化を既にやれということで、これは日本におけるむしろ不動産、この当時は、今はみんなそう思っていないが、6年前なり7年前というのはまだ不動産が全然動いてない時代だった。このときに証券化を国が最初に条件つき入札といった手法を使ってやらせたということで、当時これは例えば赤坂であるとか、そういった割といいところ、目黒とか、そういったいい地区の資産を出した。このときにデューデリをやった企業のホームページに出ているが、このフォームがそれから後の民間での証券化のきっかけになったと誇っている。

あるいは信託もできるので、今、土地信託、これは一種のアウトソーシングであると同時にバルクセールでもある。さっき言ったように、国有財産も容易に売りにくいものがたくさんある。境界確定の問題とか、環境問題があるとかと、そういう作業をいわばアウトソーシングするというのもあるが、しかし信託の仕組みをさらにいろいろなやり方をやることのできるのではないかということも今勉強している。

それから、コスト比較、これは19年度分からということで、これも実は理財局では非常に詳細な政策コスト分析という手法を何年もかかって確立したのだが、その手法をいわば引用するような形で現在コスト分析を19年度まさから今始めているところで、これは極めて詳細な分析である。

それから、あと有識者会議ではP F I、書いてあるようなことをいろいろ言っているし、野村先生のお話もまさにあつた。これは専門家の大垣委員にお願いし、P P Pというのを日本的に生かせないかということを実体的なかなり提案をいただきながら、なるべく我々も前例にとらわれずにやりたいことをやっていきたい、ぜひやりたいと、こういった追い風を生かしていきたいという強い気持ちで今議論をしているところである。

それから、政務官のお話にあつたところであるが、次の11ページ、行政財産を統一的に管理

するということで、実は大ざっぱに言うと行政財産、庁舎、宿舍等は各省が管理、それから普通財産は財務省が一般会計分は管理をする。特別会計分は各省が管理をするということであるが、私どもは国有財産法4条等に基づき、要は制度を整えるとか、事務を統一するとか、それから計数を把握して必要な調整という権限はあるが、具体的には例えば郵政事業特別会計当時の郵政事業の庁舎については、基本的には郵政省が全部やっておったと、こういったような状況であった。

それで、昨年既に大規模な40年ぶりの国有財産法を改正して、監査権の強化を行った。例えば、各省が持っている庁舎を議論するとき、形式的に言うと国の名義だったら国有財産なのだが、借受庁舎というのは借りているのであって、借家権が発生しているのかもしれない。国有財産ということで、これが監査できなかったのを監査できるようにする。これもまさに法改正して、こういうのを一体的に監査するというので、また今までも非常に合築については条件が厳しかったものを緩和するし、あるいは行政財産が今まで使用許可しかできなかったのだが、貸し付けができるといったような制度改革、この1月22日にちょうど法改正も施行日政令を出しまして施行させていただいた。これは資料編の最後はかなり詳しい資料をつけている。

そういったことで、まさに実践の時期を迎えたということであるが、もう一遍12ページ、そうはいっても国有財産というのは非常に多岐な議論を要求される分野である。実は私どもの国有財産台帳価格ベースで、平成18年3月、85.2兆円の財産である。非常に大ざっぱで実は普通財産が大きいのだが、最も大きいのはこういう独立行政法人等、これは国立大学とかを含めて、郵政公社を含めてであるが、出資財産、それから在日米軍の資産、あるいは地方への貸付資産というものが多くて、こういったものが大変大きいのだが、ちょっとその次のページをざらんにいただいた方がよろしいかと思うが、これは伊藤先生から非常にいつも言われているのだが、実は私どもはすべての国有財産を担当する立場であるが、これはざらんになったらわかるけれども、いろいろな多岐の財産がある。

例えば、普通財産でも沖縄県にも相当あるが、提供財産、これは右側の普通財産の2つ目であるが、首都圏で言えば横田とか横須賀もある。これをどうするかというのは、なかなか国有財産とか資産債務改革の切り口だけで議論するのがいいかというのは適当でない部分もある。左側の上の防衛施設もそういう部分があって、これは私どもも実は外そうかと思ったら、ここは伊藤先生に指摘されて、確かに、実は船舶、艦船も、航空機も国有財産で、それをどうするかまでは言わないけれども、都内にも実は恵比寿のあたりに防衛省の研究関連の施設があるとか、そういったようなまだ使われていない施設があるから、初めから検討の対象から外すよう

なことではいけない。

ただ、他方で確かに防衛政策であるとか、あるいは沖縄の基地の問題は典型であるが、こういったものはこういった問題として私どもは基本的にお任せする。そういったところまですべて資産・債務改革で議論するというのは、やや観念論過ぎるので、我々は既に実践のときであるから、実践的な判断で選んでやっているというのが正直なところである。

それから、案外難しいのが右側の上から3つ目なのだが、実は日比谷公園も代々木公園も大坂城公園も国有地なのである。名城公園もほとんどそうである。これは歴史的な経緯で無償で貸してあるのだが、これを売ったらもうかるだろうという議論もなかなか正直言って直ちにそうもいかない面がある。あるいは今無料なので有料にして有料化した公園というのは、これはこれでいろいろな議論があるが、いずれにしてもミクロの議論が必要で、資産債務改革の枠組みで無関心である必要は全くないが、それぞれの適したフォーラムがあるだろうと思っている。

それから、前回の議論でやや翁先生ほかのご議論があったので、私どもの国有の立場から一体世の中何が起きているのかということ、ちょっとごらんいただきたいのだが、真ん中にいろいろあるのだが、国有財産はこの5年間で85兆円に減ったのだが、これは地価が非常に下がってきている。この間、路線価で17%下がっているから当然減るのだが、実はその中にも土地の面積で見るとクリアなのだが、1,562平方キロメートルの減、これは相当な広さである。これがすぽっと国有財産から落ちている。これは何かということ、これが国立大学法人への移行が1,297平方キロメートルである。土地を郵政公社も相当持って、それぞれの独法も持っている。その様な感じで今非常に多くのものが独法等に移行している。このガバナンスをどうするかと極めて大事な問題で、次の15ページ、私も中央省庁改革の前にちょうど行政管理局の総括管理官をしていたので、ずっと中央省庁のデザインをやって、独法制度というのも横でこれは直接担当していないが、見ていたけれども、独法制度をイギリスのエージェンシー、要するに5年の中期計画を賄ってガバナンスを理事者に与えれば自己評価でうまくいくという制度、そういう制度設計である。

左下の出資者の位置付けであるが、ただこれは基本的には出資があるがゆえに出資権の行使ができるという体制になっていない。国有当局から言えば出資者としては見えてこない。実はこれは株式会社と違って、株式会社になった瞬間に私どもは会社法に基づく株主権が出てくるので、非常に強い立場で少なくとも情報は株主としていただけるのだが、独法というのは出資者のガバナンスが働かない仕組みである。

それから、ちょっと前回の八代会長のご指摘があったネーミング・ライツ、これも極めて重

要な課題、財政当局全体としてこれを考えなきゃいけない、国、地方を通じて考えなきゃいけないもだと思っている。地方でも非常にやってきている。競技場、スタジアム、ホール、電車、バス、ごらんのとおりのような大きな事例がある。こういった施設で、国についても、これは点線で囲んでいるのはまだやってないという世界であるけれども、それぞれに考え得る十分な対象となり得ると思っている。あるいは道路、橋、事務庁舎といった行政財産について見ると、まだ地方でもこういった事例はないけれども、こういったものについても考える必要がある。

17ページであるが、これは私どもの考え方を要約しているけれども、ネーミング・ライツの売却は基本的に財政当局として極めて重要な財政再建に資するものと考えている。ただし、我々の立場はまず行政財産についてさっき言った制度をつくる立場ではあるので、さっきちょっと言ったが、国有財産法全面改正で行政財産は使用許可しかできなかったが、貸しつけることができるという規定を入れた。それがこの1月22日に法が施行されたときにあわせて、私どもは通達改正をして、これはむしろ明示的に書いた方がいいということで、日産スタジアムに行けばわかるけれども、日産スタジアムという名前があるだけが、メリットであるわけではない。当然、いろいろなイメージ広告を含めてセットになるのだが、それは今まで行政財産はできなかった。これはできるようにする。できるようにすると書かなくても貸し付ける以上は当然なのだが、それを確認するという意味で私どもはこれを言っている。こういったことをやっている。

ただし、実は屋外広告物法というのは、これは自治事務でやっているが、例えば東京、大阪、名古屋の場合については、庁舎、公会堂等々について、いろいろな制限が加わっている。横浜が一番フリーなので、横浜が割と進んでいるのだが、まさに地方自治体ごとの判断である。例えば東京、大阪、名古屋で言えば官公署、官公署という言葉が彼らは使っているが、官公署については今看板の設置を認めない。これは別途美観の問題もあるのかもしれないが、そういったような多面的な議論があるけれども、国有当局としては、国有当局が課していると思われる障害は撤廃をしたということでご報告させていただきたいと思っている。

(翁委員) 15ページで独法のご説明があって、出資者のガバナンスが働かない仕組みになっているということで、これ自体も非常にその意味では問題があるというように思っているのだが、今回政策金融の見直しのときに、経済財政諮問会議で独立行政法人の金融業務についても見直すという方針をまず出して、その結果として行革の一環として独法の金融業務の見直しというのをやることによって、中期計画を前倒して金融業務を見直すということができるようにもできたので、いわば横断的にこういった資産債務改革をやっていくということを全体的

に打ち出して、行革の動きともうまくタイアップして、こういった動きを推進していくということができないものかというようにちょっと思っている。

取り組みとして何か独法は中期計画の間だと何も動かないという仕組みになっていて、非常にそこが大きなネックになっていて、いわばそれを前倒して全体的に見直しをするとか、そういう方針をまず出すということができないかというように思っている。

(富山委員) さっきちょっと出たエクイティポジションの話で、小手川さんの方から財投に関してもあったが、これは普通に考えると、デッドポジションは言いかえるとフィックスドインカムポジションで、エクイティはアップサイドがあるけれども、劣後というポジションである。それで、アセットマネジメント的に考えると、これは両方ともとれる自由度を持ってないと、要はリスクプロファイルが違うので、金利がある状況においては、むしろ今の状況であれば民間の人は何をやるかということ、思い切りレバレッジを寄せておいてエクイティを取りに行く。逆になってくると、今度は思い切りエクイティの方にだれかを寄せておいて、自分はデットに逃げるわけで、今もし平面的な構造になっているとすると非常によろしくない状況だと思うのだが、法律的にできないというところを詳しく教えていただきたいのと、もしできないのだったら変えた方がいいと思うのだが、その辺はどうか。

(野村委員) 私としては合築についてうかがいたい。民間の施設と官舎等の施設をできれば融合した形にしていくというのは非常に重要だと思うのであるが、そういうアイデアがなかなか出てこない。フル・オープンにしているけれども、そういうようなことがアイデアとして出てこないのはなぜなのかということ、これはまだ改革をしたばかりなので、緒についたばかりだという答えなのかもしれないが、もっとアイデアがたくさんノウハウとして蓄積されてくればいいと思う。例えば、高齢化社会なので、高齢者の中には銀行も郵便局も、それから役所も自分のマンションの下にあるのがいいと言うかも知れない。そういう意見も出てくるわけで、そういったいわばコンパクトシティというものをつくっていくときに、アイデアとしてもっと戦略的に国の方から情報が出していくべきではないかと思うが、そのあたりどうであろうか。

(藤岡財務省理財局次長) 富山委員のご質問であるが、基本的に現在国有財産を直ちに出資を行うということについては、法律上の根拠が必要である。SPCであっても観念的にはそういう可能性があるということである。

ただし、国有財産は一つ規定があって、信託については一定の制限があるが、まさにさっきの野村先生の案にも結果としてはつながるのだが、いったん信託を通す形であれば、実は国有財産法を読むとどうも読めると私は思うのだが、これは政府としてまだ結論が出ている話では

ない。

それから、野村先生のこれも極めて重要な御指摘であるが、1つはR7と私が言っているが、その霞ヶ関3丁目南地区という、これは実は旧文部科学省部分というのがこれは官庁棟であるが、旧会計検査院部分が金融庁の入るビルで官民棟であり、おおむね半分は民の部分である。民の構造は幾つかあって、霞山会等の旧来の地権者が権利床として取得している部分と、国が形式はPFIの形式の中でやるけれども、国が収益事業に貸し付けるという形で貸す部分があって、これはPFI事業者自身をご提案になって、店舗、飲食店等があつたビルに入ってくるということで、そういうことである。

実は私どものやっているPFIの宿舎も今始まっている。きょうおられないが、宮脇先生がずっと札幌で幌北住宅というのをやっておられて、ここも今大規模なPFIをやつて、ここも実は建物の中に小さなお店が入る。これはもっぱら地権者であると同時に官であることのいい部分と悪い部分があるのだけれども、私どもが一般的に言う地域住民との関係、既存の店舗等々の問題もあるので、そういったところをどういふふうクリアしていくか。今、内部的にはいろいろな議論があり、実はこの間民間からも霞ヶ関について提案していただいて、いろいろな商業施設をやつた方がいいのではないかとということをご提案をいただいているところでもあり、地域、地域の特性に応じながら考えるべき課題であろうと思っている。

(桜内委員) 1点だけ資産債務管理の観点からのPFIの位置づけについて、若干指摘しておきたいが、他国の例からすると、イギリスだが、PFIで積極的に公共事業をやるということをやつていったところ、去年か一昨年ぐらいにファイナンスリースに該当するPFIについては削減や管理の対象となる負債としてオンバランス化すべきことが義務付けられたということで、各省庁が相当困っているというか、混乱が生じているやに耳にしたりしたことがある。恐らく日本においても、資産債務管理という観点からすれば、PFIが必ずしもオフバランスされるというわけではないはずであるので、政府の債務コントロール、債務管理という観点からはもうちょっと具体的にはPFIをやるならばこういう形にするとか、一定のガイドライン的なものがある程度決めるとか、オフバランスにできるための要件というものをきちんと検討した上でやられていくことが必要ではないかという点を指摘させていただく。

(翁委員) さっき政府保証の活用を小手川さんの方から進めていくというお話があつただけだけれども、この間ちょっと私もお話しをしたのであるが、この資産債務の改革の目的をどこに置くかで、つまりリスクの最小化ということも一つの要素であるとする、政府保証を単にオフバランスにして政府保証を活用していくということだけを進めていくというのは、やや問

題があるというように思っている。であるから、リスクの最小化とか、どういったところに基軸を置いて、政府保証をどういうふうにやっていくかということを進めていくかということであらかじめきちんと議論しておく必要があるのではないかとちょっと申し上げておきたいと思う。

(小手川財務省理財局次長) まさにおっしゃるとおりで、ちょっとそれもあってさっきは若干口ごもったところがあったので、実は財政投融资の関係については、分科会の前の基本論の勉強会をやりようと思っていて、まさにその中で今、先生がおっしゃったところの問題意識をいろいろ検討してみたいと思っている。

(八代会長) 先ほどの独法は動けということであるが、今のやり方はただ今持っている財産を何とかしろということなのだが、売らずに公務員宿舍と同じように動くというオプションというのはどこまであるのかということである。

(藤岡財務省理財局次長) それは両方まず制度として、あるいは運用としてオプションは両方あり得るし、考えるべきだということに尽きると思っている。

例えば、R7が典型であるが、霞ヶ関地区の既に7号館については一部売らずに貸し付けをするという部分もあるわけであるから、そういった議論もある。

それから、今の伊藤先生の方の有識者会議で議論をやっているのは大手町、これは実は今路線価でみて二千数百億なのだが、通常実勢価格としてもっと大きな金額に、相当に大きな金額になり得る。こういったものもこれは野村先生のまさにご提案との関係もあるし、有識者会議でも同じような問題であった。

もう一つ国のありようとして、大手町に国有地というのが少し皇居、大手門の周りに最終的に何も無いというのは、一体地震があったり何かしたときに本当にいいのかということもあるので、そういったような危機管理の問題、あるいは都市政策の問題、それから収益性の問題、当然財政の問題を考えながら、一つ一つオプションを考えていくし、手法もいろいろと出てくると思っている。

それから、あとまさにガバナンスの件で、これは事務的な話であるが、伊藤先生のご提案のところは、なかなか我々が今何の権限があるわけでないので、もう少し総務省等、あるいは内閣の方で行政効率化推進会議の検討もあるので、ちょっと事務的なご検討をお願いしたい。

(八代会長) ちょっと時間をオーバーして申し訳ないが、きょうは非常に有益な議論があったと思うので、引き続きご議論いただきたい。

(松山審議官) きょうは野村委員から非常に整理されたご提言があったが、第三者機関につ

いては、この専門調査会の役割との関係を考える必要がある。確かに独立行政法人等についてインセンティブがない場合もあり得る。

翁委員が先ほど触れられたが、独立行政法人でも中期計画の間であっても新たに見直しを行うというようなことを閣議決定してやっていくというようなやり方もある。したがって、今日ご提案あった第三者機関を設置して検討していくということも一つの考え方だが、他のやり方もある。先ほどPFIの議論もあったけれども、PFI推進委員会も基本的には調査、審議を行って、それで総理に意見具申をする。この専門調査会も経済財政諮問会議に意見を会長から言っていただくことにより、各機関に対してインセンティブを持たせていくというふうに位置づけられるかと思う。そのあたりについてこれから引き続き慎重にご検討いただければというふうに思う。

(八代会長) それでは、次回会合では総務省と文部科学省からヒアリングを行うことにしているので、よろしく願います。

本日はこれで終わりである。